

I 業務概要

1. 業務名称 (高知市東消防署三里出張所新築工事基本・実施設計委託業務)

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 (高知市東消防署三里出張所)
 (2) 敷地の場所 (高知市池字見野越2841番地6 外)
 (3) 施設用途 (消防署(出張所))

平成31年国土交通省告示第98号 別添第二 第 12 号 第 2 類とする。

3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「」印が付いたものを適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 (約 2,100 m²)
 b. 用途地域及び地区の指定 (市街化調整区域)

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積(建築基準法に基づく計画面積)
 (1,000~1,200 m²)
 b. 主要構造 (鉄筋コンクリート造又は鉄骨造)

c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日付)による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

なお、地震地域係数Zの値は1.0とする。

- 1) 構造体 (I) 類
 2) 建築非構造体 (A) 類
 3) 建築設備 (甲) 類

(3) 建設の条件

- a. 予定工事費(設備除く) (ー 千円(税込))
 b. 建設工期 (令和8年1月 ~ 令和9年2月)

(4) 設計と条件

設計と条件については、次の資料による。

- (業務の主旨・目的 別添1)
 (施設内容 別添2)
 (敷地位置図 別添3)
 (敷地概略図 別添3)
 (その他 別添4)

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成20年3月31日付け、国営整第176号）」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計
- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
 - 建築（構造）基本設計に関する標準業務
 - （ ）
 - （ ）
- b. 実施設計
- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - （ ）
 - （ ）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 建築積算（積算数量算出書の作成，単価作成資料の作成，見積の徴収（3社以上），見積検討資料の作成）
- 営繕積算システムRIBC（（一財）建築コスト管理システム研究所）による数量内訳書の作成
- 透視図作成（原則としてCGによる作成は不可とする。）
種類（ ），判の大きさ（ ），枚数（ ），額の有無（ ）及び材質（ ）
- 透視図の写真撮影
カット枚数（ ）
判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ），電子データ（ ）
- 模型製作
縮尺（ ），主要材料（ ），ケースの有無（ ）及び材質（ ）
- 模型の写真撮影
カット枚数（ ）
判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ），電子データ（ ）
- 計画通知手続き業務
- 高知市中高層建築物指導要綱による届出書の作成及び手続き業務（標識看板の作成，設置，標識設置届の届出，日影図の作成他）
- 高知市集合住宅建築指導要綱による届出書（集合住宅建築事前審査願）の作成及び手続き業務
- 高知市景観条例による届出書の作成及び手続き業務
- 高知県ひとにやさしいまちづくり条例による届出書（特定施設新築等届出書）の作成及び手続き業務
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に関する業務
- リサイクル計画書の作成
設計にあたって，建設副産物対策（発生の抑制，再利用の促進，適正処理の徹底）について検討を行い，設計に反映させるものとし，その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- 概略工事工程表の作成
- 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く）
- 消防法による「工事中の消防計画書」の作成業務
- （ ）

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務は、国土交通省（建設）大臣官房官庁営繕部が制定した以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、国土交通省（建設）大臣官房営繕部が監修した出版物等については、すべて最新年版とする。

a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
-
-

b. 建築

- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 木造計画・設計基準
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事標準詳細図
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書
- 構内舗装・排水設計基準
- 擁壁設計標準図
- 敷地調査共通仕様書
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準
-

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- 公共建築改修工事の積算マニュアル
- 営繕工事積算チェックリスト
-
-

(3) 業務計画書

受注者は、設計図書に基づいて業務計画書を提出する。業務計画書は次のものをいう。
なお、プロポーザル方式により業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- a. 業務計画書の提出について
- b. 管理技術者・照査技術者届
- c. 技術者経歴書（管理・照査）
- d. 業務実施体制
- e. 業務工程表

(4) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては、当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
-

(6) 貸与資料

- 既存建築物設計図1式（ PDF 印刷物 ）
- 既存工作物設計図1式
- 高知市東消防署三里出張所移転建設に係る基本構想
- 公共施設自主点検マニュアル

※なお、貸与資料の詳細は、閲覧に供します。

(7) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- c. その他（ ）

(8) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲（ ）
- 指定部分の履行期限（ 設計委託業務日程による。 ）
- b. 成果物の提出場所（ 高知市都市建設部公共建築課 ）
- c. 成果物の提出期限等（ 設計委託業務日程による。 ）
- d. 業務の進捗状況の報告（週報）

週ごとに業務の全般的な経過及び次週の予定を記載した「週報」を監督職員に提出する。

e. 業務完了後の協力等

次について発注者の要請があった場合、受注者はこれに協力する。

- i) 現場説明の実施
- ii) 質疑回答書の作成
- iii) 入札の立会
- iv) 設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合
- v) 会計検査への立会

f. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

g. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- イ. 写真は、高知市が行う事務並びに高知市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ロ. 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない）
 - ①写真を公表すること。
 - ②写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3. 成果物，提出部数等

(1) 基本設計

成果物	原図	複写	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
a. 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合）設計図 仕様概要表 仕上げ概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図（主要部詳細） <input checked="" type="checkbox"/> 計画説明書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概要書 <input type="checkbox"/> （ ）	各1部 各1部 各1部	（ 2 ）部 （ 2 ）部 （ 2 ）部	横左綴じ 横左綴じ 横左綴じ	A3判 A3判 A3判
b. 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 構造計画説明書 （基本構造計画案含む） <input checked="" type="checkbox"/> 構造設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> （ ）	各1部 各1部 各1部	（ 2 ）部 （ 2 ）部 （ 2 ）部	横左綴じ 横左綴じ 横左綴じ	A3判 A3判 A3判
c. その他 <input checked="" type="checkbox"/> 日影図 <input checked="" type="checkbox"/> 透視図（縮小） <input type="checkbox"/> 透視図（原図） <input type="checkbox"/> リサイクル計画書 <input type="checkbox"/> 設計説明書 <input type="checkbox"/> 模型 <input type="checkbox"/> （ ）	各1部 各1部 各1部	（ 2 ）部 （ 2 ）部 （ ）部 （ ）部	横左綴じ 横左綴じ 額入り 縦左綴じ 縦左綴じ	A3判 A3判 A3判 A4判 A4判
d. 資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書 <input type="checkbox"/> （ ）	一式 一式 一式	（ 1 ）部 （ 1 ）部 （ ）部	縦左綴じ 縦左綴じ	A4判 A4判

(注) : 建築（構造）の成果物は，建築（総合）基本設計の成果物の中に入れることができる。

: 建築（総合）設計図は，適宜，追加してもよい。

: 成果物は，監督職員の指示により，製本とする。

: 電子データの提出はCADファイル及びPDFファイルとする。

CADのファイル形式は，「jwc」「jww」「sfc」とする。

これ以外の形式の場合は，そのファイルとともにDXF変換したものを提出する。

PDFファイルの図面サイズは等倍とし，解像度は300dpi以上とする。

(2) 実施設計

成果物	原図	複写	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
c. 建築積算 <input checked="" type="checkbox"/> 建築工事積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 建築工事積算数量調書 <input checked="" type="checkbox"/> 数量内訳書（金入り） <input checked="" type="checkbox"/> 数量内訳書（金抜き） <input checked="" type="checkbox"/> 単価決定表 <input checked="" type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> （ ）	各1部 各1部 各1部 各1部	(1) 部	横上綴じ	A4判 FD等 A4判 A4判 A4判
d. その他 <input type="checkbox"/> 日影図 <input type="checkbox"/> 透視図（縮小） <input checked="" type="checkbox"/> 透視図（原図） <input type="checkbox"/> 透視図の写真 <input type="checkbox"/> 模型 <input type="checkbox"/> 模型の写真 <input type="checkbox"/> 防災計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 省エネルギー関係計算書 <input checked="" type="checkbox"/> リサイクル計画書 <input type="checkbox"/> 設計説明書 <input checked="" type="checkbox"/> 概略工事工程表 <input type="checkbox"/> （ ） <input type="checkbox"/> （ ）	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	() 部 () 部 () 部 () 部 () 部 (1) 部 (1) 部 () 部 (2) 部	横左綴じ 横左綴じ 額入り 縦左綴じ 縦左綴じ 縦左綴じ 縦左綴じ 縦左綴じ	A2判 A3判 A3判 A4判 A4判 A4判 A4判 A4判
e. 資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算データ <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書 <input type="checkbox"/> （ ）	一式 一式 一式	(1) 部 (1) 部 (1) 部	縦左綴じ 縦左綴じ 縦左綴じ	A4判 A4判 A4判

(注)：建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に含めることができる。

：電子データの提出はCADファイル及びPDFファイルとする。

CADのファイル形式は、「jwc」「jww」とする。

これ以外の形式の場合は、そのファイルとともにDXF変換したものを提出する。

PDFファイルは公共建築課で決裁された原図をスキャンするものとする。

PDFファイルの図面サイズは等倍とし、解像度は300dpi以上とする。

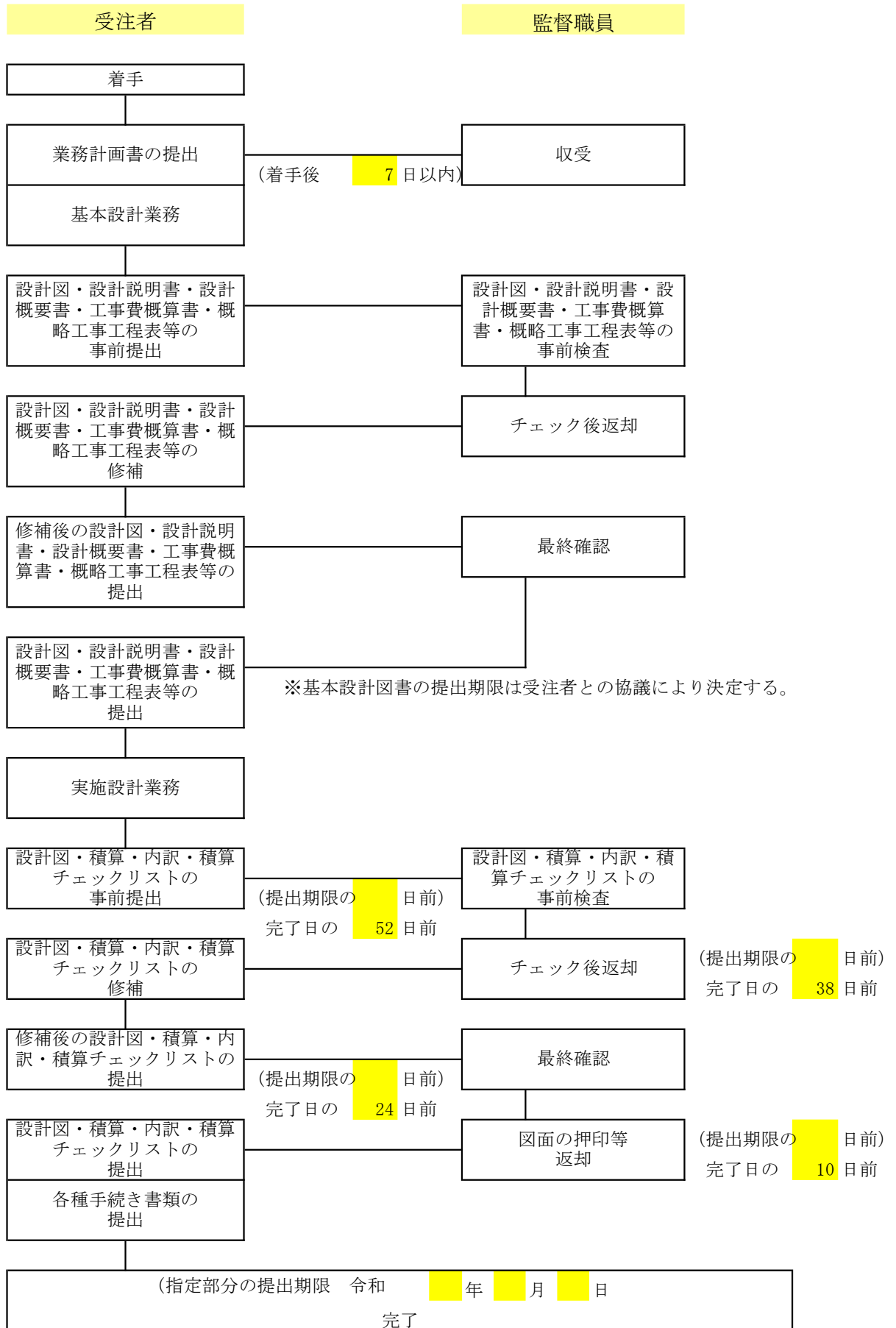
：数量内訳書は、営繕積算システムRIBC（（一財）建築コスト管理システム研究所）で作成した数量内訳書を提出する。

4. その他

公共建築設計業務委託共通仕様書からの読替え

公共建築設計業務委託共通仕様書の記載	読替え
設計仕様書	設計図書
調査職員	監督職員
「3.7再委託4」の建設コンサルタント業務等 指名競争参加資格者	高知市の一般競争（指名競争）入札参加資格者

4. 設計委託業務日程



※上段 () 書きは指定部分の提出に係る日程を示す。

※設計図・積算・内訳・チェックリスト等の提出は、必ず管理技術者の確認済のものとする。

I 4 (4) 設計と条件

○業務の主旨・目的

仁井田にある高知市東消防署三里出張所は、沿岸部を広く受け持つことから、南海トラフ地震発生後の津波被害に対し、災害応急対策やその後の継続的な災害対応の第一線となる拠点でなければなりません。しかしながら、高知県防災マップによると、津波浸水想定区域内に位置し、津波の直撃を受ける可能性が高いことから、発災後に消防活動の拠点としての機能を果たすことができないため、津波浸水想定区域外である高知医療センター南側に移転建設することを決定しました。

移転建設により、南海トラフ地震による消防庁舎や消防車両等への津波被害をなくし、中型化学車やトイレトレーラーを配置することで、災害応急体制の強化を図ります。このことから、津波被害が想定される高知市東消防署の代わりとして消防署対策本部機能を持たせるとともに、県外からの緊急消防援助隊を受け入れるための活動拠点とすることとしています。

以上のように、高知市東消防署三里出張所は、南海トラフ地震災害に対する消防力の強化に加え、持続可能な消防体制を確立することにより、消防としての責任と役割を果たすことのできる施設を整備することが求められており、本業務はその建設工事の設計業務を行うものです。

○業務内容

業務内容は、基本構想によるほか、下記による。

- ・ 建設位置の検討
- ・ 庁舎敷地の外構整備の設計（門、囲障、敷地排水、舗装等）
- ・ コスト縮減の検討（基本、実施設計時）
 - ①基本設計業務において、監督職員と協議し、コスト縮減項目の具体的な提案
 - ②実施設計業務において、監督職員と協議し、コスト縮減検討中間報告書に記載された項目の検討結果、その他実施設計時に行ったコスト縮減の検討結果
 - ③ライフサイクルコストの算定
- ・ 大規模災害時の利用計画
- ・ 本業務に関する別契約委託業者との打合せ
- ・ 消防局担当者との打合せ

○業務の留意事項

- ・ 県内産木材を積極的に利用した施設整備
- ・ ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の室内濃度低減をはじめ、健康的で快適な室内環境の確保を配慮した施設整備
- ・ 工法、材料等は複数のメーカーが対応できる設計

I 4 (4) 設計と条件

施設内容

施設	諸室
庁舎	エントランスホール, 階段・通路, 事務室 (署対策本部), 倉庫, 食堂・厨房, 緊急消防援助隊活動拠点 (会議室), トイレ, 衣類乾燥室, 洗濯室, 洗面室 (場), 浴室・脱衣室, 仮眠室, 女性専用スペース, 電気・機械室, 防火衣洗濯室, 防火衣乾燥室, 消防倉庫, 救急倉庫, 救急消毒室, 指令端末・機器スペース, 出動準備スペース, 車庫, 油庫, 倉庫及びボート置き場
付帯施設	ごみ置場, 職員用駐輪場, 駐車場, ホースリフター, 国旗・市旗掲揚ポール, 訓練スペース

※詳細は「高知市東消防署三里出張所移転建設に係る基本構想」による

配備予定車両

名称	台数	車両寸法 (m)		
		幅	長さ	高さ
水槽付消防ポンプ自動車	1	2.25	6.65	2.75
消防ポンプ自動車	1	1.88	5.70	2.63
救急車	2	1.88	5.67	2.50
化学車	1	2.49	9.50	3.22
ボートトレーラー	1	1.80	4.70	1.15
トイレトレーラー	1	2.40	5.55	3.50

I 4 (4) 設計与条件
敷地位置図



敷地概略図



別添4

I 4 (4) 設計と条件

その他

- 1) 開発工事に関する委託業務は別途とする。
令和6年8月31日までに協議完了予定
- 2) 地質調査に関する委託業務は別途とする。
令和6年10月から令和7年1月までの予定
- 3) 設備設計に関する委託業務は別途とする。
- 4) 令和5年度に策定した「高知市東消防署三里出張所移転建設に係る基本構想」をもとに業務を行うこと。
- 5) 防火水槽100m³敷設工事は別途。ただし、位置などの打合せは含む。
- 6) 構造計算適合判定手数料、省エネ適合性判定手数料は別途とする。